

市報

やまぐち

昭和62年

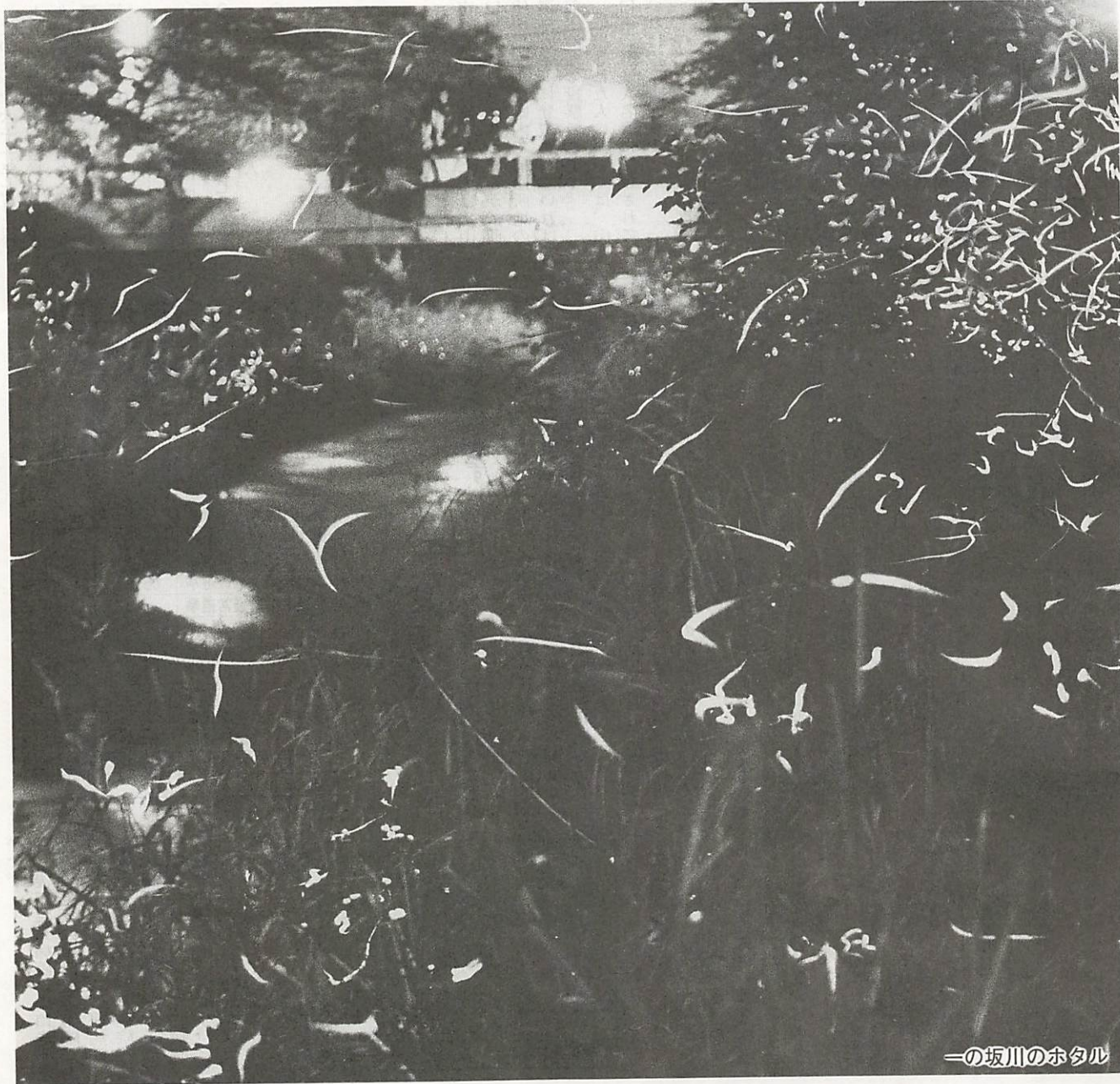
6月15日

No. 958

交通事故状況

種別	区分	累 計	
		5月	本年 昨年
発生件数		36	221 227
死亡者		0	8 6
重傷者		1	12 20
軽傷者		37	246 247

発行 山口市役所
 編集 企画部広報課
 印刷 森重印刷(株)



一の坂川のホタル

初夏の風物詩

花の競演

赤匂川の乱舞

五月下旬から六月上旬にかけて、一の坂川をはじめ樫野川や吉敷川などで、青い光を放って美しく飛びかうゲンジボタルが華麗な乱舞を見せてくれました。

山口市のゲンジボタルは、中世の大内氏の時代、京より迎えた姫君の都への哀愁を慰めようと宇治のホタルを取り寄せ、これが土着したものといわれています。

一の坂川では、護岸工事の際にホタルの保護のため特殊な工法を採用、またホタルの幼虫を放流するなどの努力が実り、今では初夏の風物詩として、市民や観光客の目を楽しませてくれています。

きれいな水にしか住めないホタルが絶えることのないよう、この潤いのある美しい環境を守り続けていきたいものです。



昭和61年7月6日に行われた衆参両院議員の投票風景(平川の養護学校で)

7月12日はまず投票 参議院議員の補欠選挙 豊かな国づくりにあなたの1票を

このたび、六十一年七月に行われた参議院議員選挙で当選された議員が死去されたため、参議院山口県選出議員補欠選挙が行われます。

投票ができる人

- ◇年齢 昭和四十二年七月十三日までに生まれた人
- ◇居住要件 このたびの選挙は、三月二十三日までに転入の届出をし、山口市の住民基本台帳に登録され、引き続き現在も市内に住んでいる人

(注)三月二十四日以後に山口市に転入届出をした人は、山口市では投票できませんが、前住所が山口県内で前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できます。転出された人については、山口市の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

この場合、不在者投票制度を利用できますので、早目に山口市選挙管理委員会へ手続きの方法をおたずねください。

過去の選挙投票率

選挙名	実施年月日	投票率(山口市)
参議院議員通常選挙	52・7・10	72.33
山口県議会議員選挙	54・4・8	69.30
山口市議会議員選挙	54・4・22	80.61
山口市長選挙	54・7・8	47.51
衆議院議員総選挙	54・10・7	71.24
衆議院議員総選挙	55・6・22	73.33
参議院議員通常選挙		73.27
山口県知事選挙	55・8・3	42.16
山口県議会議員選挙	58・4・10	74.07
山口市議会議員選挙	58・4・24	78.04
参議院議員通常選挙	58・6・26	58.35
山口市長選挙		60.04
衆議院議員総選挙	58・12・18	72.10
山口県知事選挙	59・8・5	41.77
衆議院議員総選挙	61・7・6	74.21
参議院議員通常選挙		74.12
山口県議会議員選挙	62・4・12	73.12
山口市議会議員選挙		78.28
山口市長選挙	62・4・26	78.29

市選挙管理委員会へ手続きの方法をおたずねください。

投票には 入場券を忘れずに

投票所入場券は、ハガキ一枚に二人までの氏名を記載するようになっていますので、自分のものを切り離して投票所に持参してください。

万一、入場券をなくされたときは投票できませんから、当日、投票所で申し出てください。

◇投票時間
午前七時から午後六時まで

投票所は よく確かめて

投票所は、お届けする入場券でよく確かめてください。最近市内転居をされた人の投票所は、次のようになります。

◇六月十五日までに市内転居の届け出をされた人は、新住所地での投票所となります。

◇六月十六日以後に市内転居の届け出をされた人は、前の住

所地の投票所となります。

不在者投票

投票日当日、仕事や入院など法に定められているやむを得ない事情で投票所に行けない人は、投票日の前に投票できる制度があり、不在者投票制度といわれています。

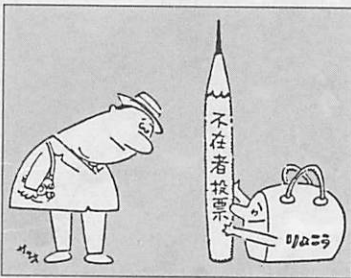
このたびは、六月二十四日から七月十一日までの間、市役所と最寄りの出張所で受け付けています。

市役所 午前八時三十分から午後五時まで
午後五時まで

(土曜日の午後・日曜日にも受け付けをしています)
出張所 職員の勤務時間中のみ(その出張所地域に住んでいる人に限ります)
不在者投票をされる場合は、投票所入場券と印鑑をご持参ください。

指定を受けた病院・施設・老人ホームなどに入院・入所している人も不在者投票ができます。市内や市の近くで指定を受けている病院や施設は、次のとおり

です。
国立湯田温泉病院、山口赤十字病院、済生会山口総合病院、山口病院、吉南病院、仁保病院、佐々木外科病院、若宮病院、柴田病院、県立中央病院、小郡第一総合病院、阿知須共立病院、阿知須同仁病院、山口リハビリテーション病院、福寿園、梅光苑、サンライフ日吉台、山口秋穂園



名簿の縦覧

今年一月二十日から三月二十三日までに転入された人、二十歳になられた人など、新しく登録された名簿の縦覧が行われます。

期間 六月二十四日・二十五日(出張所では、それぞれの地区内の新しく登録された名簿の縦覧ができます)

問い合わせ

投票や選挙権などについての問い合わせは、山口市選挙管理委員会事務局(亀山町2-1市役所一階☎22-4111)へ

歯の健康優良学校 湯田小など6校を表彰

五月二十五日、市歯科医師会の審査により、次の学校が今年度の山口市歯の健康優良学校に選ばれました。

小学校の部

- 湯田小学校
- 二島小学校
- 山口大学附属山口小学校

中学校の部

- 川西中学校
- 大殿中学校
- 白石中学校

また、五月三十日、県口腔センターで審査が行われ、次の児童生徒が今年度の山口市歯の健康優良児童生徒に決まりました。

優良児童(小学生)男子の部

- ①長谷川和憲(大殿小)
- ②吉弘 辰明(白石小)
- ③金清 宏司(興進小)

優良児童(小学生)女子の部

- ①山本 聖子(湯田小)
- ②加藤 悦子(大歳小)
- ③木下 文華(大殿中)

優良生徒(中学生)男子の部

- ①佐伯 博章(白石中)
- ②宮田 悟(鴻南中)
- ③古屋 圭宣(宮野中)

優良生徒(中学生)女子の部

- ①上田 恵美(白石中)
- ②伊藤まゆみ(大内中)
- ③木下 文華(大殿中)

優良学校および優良児童生徒の表彰式は、五月三十日に

行われ、各小・中学校の二位は、六月七日、山口県歯科医師会館で行われる県の審査会へ選出されました。

(3)

市営バス 回数乗車券を発売しています

市営バスの回数乗車券は、六月一日から市役所受付でも取り扱うことになり、発売所は、次の十二か所となりました。

回数乗車券の種類

- 千円券（百円券が十一枚）
- 千円券（百円券が十一枚）
- 千五百円券（百五十円券が十一枚）
- 千五百円券（百五十円券が十一枚）
- 千五百円券（百五十円券が十一枚）

発売所

- 県職員会館（県庁内）
- センタービル（同バス停）
- 村上商店（伊勢大路）
- 重岡商店（西京橋バス停）
- 日交観（山口駅内）
- 湯田温泉旅館案内所
- ダイエー山口店
- 山本商店（平川大塚）
- 関光商店（仁保津バス停）
- 平山商店（上郷駅前）
- 市営バス小郡案内所
- 市役所受付



6月市議会定例会

6月8日～22日

昭和六十二年第三回市議会（定例会）が、六月八日から開かれています。議会初日に上程された議案は十二件です。

【主な上程議案】

- 議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 大殿小学校舎改築工事の請負契約の締結について
- 昭和六十一年度山口市一般会計補正予算（第八号）に関する専決処分について
- 昭和六十二年山口市一般会計補正予算（第一号）に関する専決処分について

【市議会の日程】

- ▽八日 議案説明
- ▽十五日・十六日 一般質問・質疑▽十七日 教育民生、建設各委員会▽十八日 総務、経済各委員会▽二十二日 討論、採決

関する専決処分について
昭和六十二年山口市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）に関する専決処分について

○山口市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について

○御堀平井線道路改良工事の請負契約の締結に関する専決処分について

○昭和六十二年山口市一般会計補正予算（第二号）

○市議会の日程

▽八日 議案説明
▽十五日・十六日 一般質問・質疑▽十七日 教育民生、建設各委員会▽十八日 総務、経済各委員会▽二十二日 討論、採決

農業委員会公選委員選挙

立候補手続き等の説明会

七月十九日で任期満了となる山口市農業委員会の委員選挙が次の日程で行われます。

○告示日 六月二十八日（日）

○投票日 七月五日（日）

この選挙の立候補の手続き等の説明会が、次のとおり選挙区ごとに開催されます。

開会の時刻は、いずれも午後一時三十分からです。

- 第一区（仁保）
- 第二区（小鯖・大内）
- 第三区（宮野・山口）
- 第四区（吉敷・平川・大蔵）
- 第五区（陶・鑄銭司）
- 第六区（名田島・秋穂二島）
- 第七区（嘉川・佐山）

市役所第一会議室

六月二十三日 仁保公民館

六月二十四日 小鯖公民館

六月二十四日 大蔵公民館

六月二十三日 陶公民館

六月二十四日 名田島公民館

六月二十三日 嘉川公民館

六月二十三日 秋穂二島公民館

六月二十三日 佐山公民館

立候補の届出に必要な書類をお渡しします。詳しくは、不明な点については、市選挙管理委員会（☎224111）にお尋ねください。

産業情報の講演会

加速する流通システム化

五月二十二日、「産業情報講演会」講師・浅野恭右（財流通システム開発センター常務理事）が行われました。

山口地区（山口市・防府市・小郡町）は、現在、通産省のニューメディア・コミュニケーション構想の応用発展地域の指定を受けており、当日は、一般企業や行政関係者約百人が出席し、販売時点情報管理シ

五月二十二日、「産業情報講演会」講師・浅野恭右（財流通システム開発センター常務理事）が行われました。

山口地区（山口市・防府市・小郡町）は、現在、通産省のニューメディア・コミュニケーション構想の応用発展地域の指定を受けており、当日は、一般企業や行政関係者約百人が出席し、販売時点情報管理シ

県教育会館での講演会

更生保護婦人会の総会に出席して

岡本月子（鑄銭司）

五月二十七日、鑄銭司更生保護婦人会総会が鑄銭司公民館で開かれました。

鑄銭司は白石について大きい組織をもち、池田キヨシ会長のもと、五十七名の会員が活動しています。

当日は、山口市更生保護婦人会会長・松尾操子氏の講演が織り込まれ、会員の体験発表等がありました。刑務所へ面接に行かれ訓練生との心のふれあい、訓練生の目に涙を見る時、彼らの更生への力が感じられたこと等をお聞きし、様々なボランティア活動があることを知りました。

山口刑務所は新築移転して今年で百年を迎え、その記念に講堂棟前に「子供の像」を建立することになりました。そのための寄付をお願いすることでした。

会員の方二、三人に「どういうきっかけで入会されましたか」と質問すると、「何か社会のお役に立ちたいと思って」と答えられましたので、「入会後いかがですか」と聞きますと、「入会して二、三年になるけど、中央の活動に参加したことがない。百姓も忙しいのでなかなかです」と言われました。

忙しい仕事を持ちながら社会の役に立ちたいと思っている人がかなりおられることを知りました。特別な活動だけでなく、身近な所にもお役に立てることがあること、犯罪を予防するためにも自分のまわりの子供たちにあたたかく声をかけ合うこと、清く正しい環境づくり、地域みんなの心の持ち方等、もっと話し合われれば、さらにすばらしい会になることだろうと思いました。

自衛隊幹部候補生等の募集

○受付 6月30日まで

○資格 22歳～26歳未満で日本国籍をもつ人

○試験日 〈一次〉7月7日・8日

〈2次〉8月17日～19日の間の1日

○試験場 問い合わせ 自衛隊山口地方連絡部（☎22-2325）

みんほけん



病気になったり、けがをしたときに、お金がなくてお医者さんにかかれない—というご心配のないように、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、お互いに助け合っているという趣旨から生まれた医療保険制度のひとつが、「国民健康保険（略して国保）」です。

また、「退職者医療制度」も国保に含まれます。

国保のしくみ

皆さんが病気やけがでお医者さんにかかったときに窓口で支払っているのは、実際の医療費の三割（退職被保険者の本人および被扶養者の入院の場合は二割）です。

そして、残りの七割（退職者は八割）は、皆さんが納めた保険料と国の補助金（退職者は各被用保険者の拠出金）などで、市がお医者さんに支払っています。これを図で見ると、下図のようになります。

国保の被保険者

■ 一般被保険者
農業や商業などの自営業者や無職の人などで、健康保険などの被用者保険に加入していない人。

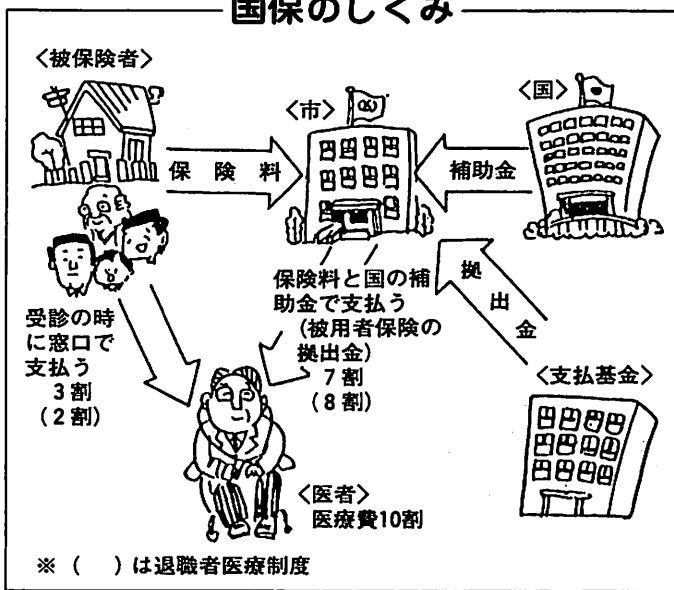
国保に加入するのは、山口市に住所を有するに至った日、または他の保険を喪失した日からです。

■ 退職被保険者

老人保健の適用を受けていない国保の加入者で、厚生年金など被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けている人、および年金保険の被保険者の期間（通算老齢年金の場合合算）が二十年以上ある人、または被用者年金制度に四十歳以後十年以上加入し通算老齢（退職）年金の支給を受けている人。

退職者医療制度に加入するのは、これらの年金の受給権が発生した日からです。

国保のしくみ



なお、現在国保に加入している人でも、次のような人は社会保険等の扶養家族としての資格がありますので、保険者で申請手続きをしてください。

○主として被保険者本人の収入で生計を維持している人で、年収が〇〇万円（六十歳以上の高齢者および心身障害者の場合は百五十万円）未満の人。

国保による給付の種類と手続き

お医者さんにかかるとき

病気やけがでお医者さんにかかるとき被保険者証を提出すれば、一部負担金・医療費の三割（退職被保険者本人とその被扶養者の入院は二割）を支払えば診療が受けられます。

しかし、被保険者証を提出しなかつたり、国保のきかないお医者さんにかかるときの急病など緊急その他やむを得ない理由があったと認められるときには後日、療養費として支払った医療費（保険対象分）から一部負担金を差し引いた額の給付を受けることができます。このほか、医師が必要と認め

昭和62年度 国民健康保険特別会計

国保の会計は、みなさんの納めている保険料と国の補助金などで独自にまかなうことになっており、一般会計とは別の特別会計です。昭和六十二年の国保特別会計の予算（五月二十九日の補正）は、左表のとおりです。

歳入	歳出		
	千円	千円	
一般分	1,584,500	一般分	2,063,554
退職分	404,863	退職分	867,553
小計	1,989,363	小計	2,931,107
国庫支出金	2,008,091	老人保健	1,380,993
療養交付金の入	466,215	保健施設費	51,260
その他	204,880	総務費	163,983
		その他	141,206
合計	4,668,549	合計	4,668,549

（注）療養交付金とは、退職被保険者にかかる各被用者保険からの拠出金をいいます。

あなたの保険料が 国民健康保険を支えます

一般被保険者の保険料は、基本的には市民の皆さんの医療費に応じてまきます。具体的ないうと、まず向こう一年間の医療費がどのくらいになるかを予測し、それから一部負担金（医療費の三割分）と国の補助金を差し引いた額が、全体の保険料となります。そして、このようにして出た保険料の総額から保険料率を算出し、これによって一般被保険者の保険料の額がまきます。

62年度の保険料

昭和六十二年の保険料は、次の保険料率（左上表）によって計算します。なお、今年度の保険料率は昨年度と同じ率ですが、保険料の最高限度額は三十九万円（昨年

“交差点のルールを守る運動”実施中

交通事故の過半数は、交差点およびその付近で発生しています。歩行者、自転車には特に注意し、見通しの悪い交差点では必ず一旦停止するなど、交通安全は交差点から広げましょう。

(5)

給付を受けるための手続き

給付の種類	給付を受けられるとき	手続きに必要なもの	条件
療養費	被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収書 診療報酬明細書	やむをえなかった場合
	国保のきかない医者にかかったとき		
	付き添い看護人を雇ったとき	医師の証明書 領収書	基準看護以外の病院事前に市の承認をうけた場合
	コルセットなどをつかったとき	医師の証明書 領収証 請求書	医師が治療上必要と認めた場合
	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術をうけたとき	医師の証明書 領収書	事前に市の承認を受けた場合
特例療養費	退職被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収証	やむをえなかった場合
高額療養費	高額の一部負担金を支払ったとき(具体的には本文を参照)	一月(1日~月末)ごとの領収書	本文を参照
助産費	子供が生まれたとき	母子健康手帳	
葬祭費	死亡されたとき	死亡を証明する書類	
第三者行為	交通事故でけがをしたとき	事故証明書、事故発生状況報告書、支払誓約書など	事前に市への届出をした場合
はり・きゅう施設利用補助	はり・きゅうの施設を利用したいとき	被保険者証と印鑑を持って各施設へ	国保の指定する施設 1日1回、1月10回以内

(注) 手続きには、いずれの場合も、被保険者証と印かんが必要です。また、口座払いとなるため、口座番号(世帯主の)を控えておいてください。詳しくは市保険年金課へ

くく けんこう

た次のような場合にも、療養費の給付を受けることができます。

- 治療用器具をつくったとき
- はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧を受けたとき
- (市の事前承認があるもの)
- 基準看護以外の病院に入院して、病院外から看護人を雇ったとき
- 重病人を移送するとき

高額の医療費を払ったとき

被保険者がお医者さんの窓口で支払った一部負担金が、一定の額をこえたときには、高額療養費として、そのこえた額の払い戻しを受けることができます。

一定の額および払い戻される額とは――

- ①被保険者一人当たりの一部負担金が、同一の月に同一の病院において五万四千円(市民税非課税世帯の場合は三万円)をこえたときは、そのこえた額
- ②同一の世帯において、同一の月に複数でそれぞれ三万円(市民税非課税世帯の場合は二万一千円)以上の一部負担金を支払ったときは、その一部負担金を合算して五万四千円(市民税非課税世帯の場合は三万円)をこえた額
- ③同一の世帯において、直近の十二か月の間に、前記①・②

交通事故でけがをしたときなど第三者から傷害を受けた場合、その治療費は当然加害者が負担すべきもので、被保険者としての診療は受けられません。しかし、このようなときでも事前に市に届け出れば、被保険者としての治療を受けることができます。

第三者行為

被保険者が死亡したとき、その葬儀を行った人は、葬祭費として四万円の支給を受けることができます。

死亡したとき

被保険者が死亡したときは、助産費として三万円、育児手当として六千円の支給を受けることができます。

出産したとき

被保険者が出産したときは、助産費として三万円、育児手当として六千円の支給を受けることができます。

62年度 国民健康保険料 納期一覽

期別	納期限
第1期	昭和62年 6月30日
第2期	〃 7月31日
第3期	〃 8月31日
第4期	〃 9月30日
第5期	〃 10月31日
第6期	〃 11月30日
第7期	〃 12月28日
第8期	昭和63年 1月31日
第9期	〃 2月29日
第10期	〃 3月31日

保険料の納付方法には、口座振替や納期ごとに金融機関で納付する自主納付などありますが、市では納付組織を通じての納付をお勧めしています。

納付組織は、婦人会や町内会により保険料をとりまとめてもらうもので、現在市内に三百四十七あります。地域内の交流にもつながる納付組織へ加入し、滞納者のないようご協力をお願いします。

保険料は 納付組織で

- ①所得割 (前年中の総所得金額-26万円) × $\frac{7.4}{100}$
- ②資産割 62年度の固定資産税額(土地・家屋分) × $\frac{38}{100}$
- ③均等割 被保険者1人につき 15,600円
- ④平等割 1世帯につき 20,600円

年間の保険料 = ①+②+③+④



これは、病気などの都合で保険料を納付に行けない世帯を中心に推進員が訪問し、その収納をするものです。訪問を希望される人は、市納税課(☎22-1411)へご連絡ください。

こんなときには届け出を！

	届け出をしなければならない場合	持参するもの
国保にはいる場合	他の市町村から転入したとき	印かん、一部転入で世帯に保険証がある場合は保険証
	職場等の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健保をやめた証明書、退職被保険者の該当者は年金証書(交付を受けた時)一部加入で世帯に保険証がある場合は保険証
	生活保護法の適用を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
	子供が生まれたとき	印かん、母子健康手帳、保険証
国保をやめる場合	他の市町村へ転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と健保の保険証、扶養認定年月日の証明書
	生活保護法の適用を受けたとき	印かん、保険証、保護決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡診断書
その他	住所や氏名に変更があったとき	印かん、保険証
	世帯主が変わったとき	印かん、保険証
	被保険者証の検認や更新のとき	保険証
	高額療養費の支給をうけるとき	印かん、保険証、領収書
	他人の行為によって起きた事故のとき	保険証、事故証明書

※届け出は、いずれも市保険年金課または出張所へ

はり・きゅう施設の利用補助

国保の指定する施設で、はり、きゅうを受ける場合には、次の利用補助があります。
はり、きゅうのいづれか一方を受けたときは五百五十円、両方とも受けたときは六百五十円を補助します。ただし、一日一回、一か月に十回以内に限りま



保険年金課の窓口は、市民課右側の4～6番です

診療のうけ方

■急病でない限り、診療時間内にみてもらう。

■かかりつけのお医者さんを含め、同じ病気で転々としていない。みてもらうときは、要領よく症状を説明する。

■お医者さんを信頼し、むやみに治療方針に口をはさまない。被保険者証は、必ず持参する。

外来人間ドック

成人病予防対策のひとつに、「外来人間ドック」があります。

これは、国保被保険者を対象に、検査費用の割の自己負担(およそ二千円)で、健康診断のための検査が受けられるというものです。ただし、一人年一回に限りです。

検査の内容は、一般理学的検査、血液化学検査、胃や食道のレントゲン検査、心電図検査などです。

自分の健康管理は自分自身で

多くの皆さんのご利用を願っています。

申し込みは、市保険年金課または各出張所へ

健康相談

皆さんの健康を守るため、市の保健婦八人が、家庭訪問や健康相談などいろいろな活動をしています。

毎週月曜日(午後一時三十分から二時三十分まで)には、山口市保健センターで皆さんから健康相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

お年寄りの医療は 老人保健で受診を

七十歳以上の人と六十五歳から六十九歳までの寝たきり状態の人はすべて、加入している医療保険(国民健康保険や職場の健康保険など)の種類に関係なく、老人保健法の適用を受けることになっています。

適用を受けると、お医者さんにかかったときの医療費(一部負担金を除く)は、老人保健から給付されます。

ただし、この老人保健の給付も医療保険に加入していることが前提で、老人保健では給付されない葬祭費や傷病手当金などは、加入している医療保険から給付されます。

給付開始と手続き

■七十歳以上の入

七十歳になる誕生日の翌月(誕生日が月の初日の場合はその月)から、老人保健の医療給付が受けられます(手続き)。七十歳の誕生日にしてください。手続きには、印かんと被保険者証が必要です。

■寝たきり状態の人

六十五歳以前から寝たきりの人は、六十五歳になる誕生日の翌月(誕生日が月の初日の場合はその月)から医療の給

一人当り医療費(山口市)

	被保険者区分	入院	入院外	歯科	調剤	合計	被保険者数
60年度	一般被保険者分(老人除く)	64,495 ¹⁾	44,763 ¹⁾	11,537 ¹⁾	2,261 ¹⁾	123,056 ¹⁾	18,856 ¹⁾
	退職被保険者分	100,212	84,414	14,517	4,575	203,718	3,666
	計(平均)	70,308	51,217	12,022	2,638	136,185	22,522
	老人保健分						
61年度	国保分	377,181	187,237	10,535	11,822	586,775	6,126
	国保以外分	366,816	156,135	8,224	10,376	541,551	3,693
	計(平均)	373,283	175,539	9,666	11,278	569,766	9,819
	一般被保険者分(老人除く)	68,818	48,854	12,133	2,410	132,215	18,338
61年度	退職被保険者分	101,234	93,007	15,709	4,624	214,574	4,003
	計(平均)	74,626	56,765	12,775	2,806	146,972	22,341
	老人保健分						
	国保分	407,152	202,532	11,781	12,297	633,762	6,572
61年度	国保以外分	377,197	164,992	8,860	11,018	562,067	3,747
	計(平均)	396,274	188,900	10,721	11,833	607,728	10,319

〔備考〕「計(平均)」は、上記2種類の医療費の合計を該当する被保険者総数で除して求めた一人当りの医療費です。

募集

健康に関する「体験談・作文・標語」

市では、健康づくりのために日ごろから実行していること、または実行したら良いと思っていることなどについて、体験談・作文・標語を募集しています。

期限、字数は問いません。健康に関するみなさんのご意見をお気軽にお寄せください。

○送付方法 住所、氏名を記入のうえ、市保険年金課(〒753 亀山町2-1)へお送りください。

※前回の募集に体験談や標語を寄せられた方々に対し、深く感謝申し上げます。

一人当たりの医療費を入院・入院外、歯科、調剤別に昭和60年度分と61年度分を比較してみますと右表のようになります。—自分の健康は自分で作るよう日ごろから心がけましょ—

「農業を正しく使っていますか」 6月は、毒物劇物危害防止強化月間

▷農業は必ず鍵をかけ、専用保管庫に保管しましょう ▷散布の際には、使用法をよく守り服装にも十分注意しましょう ▷散布後には石けんでよく洗いましょう

(7)

ご利用ください

中小企業夏場資金

- 貸付対象 市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を完納している中小企業経営者
- 条件 (資金用途) 運転資金 (融資限度) 1企業 400万円 (返済方法) 一括返済 (貸付方法) 手形貸付または手形割引 (融資利率) 年4.8% (保証人および担保) 取扱金融機関所定の方法による
- 融資総額 8億円
- 取扱期間 6月15日～7月15日
- 申し込み 取扱金融機関に備え付けの申請書に納税証明書添付し、同金融機関へ
- 取扱金融機関 山口銀行・山口信用金庫・吉南信用金庫・山口相互銀行・西日本銀行・広島相互銀行

県営住宅(上東団地)

入居者募集

- 所在地 大字吉敷2765-3
- 構造 3階建(新築)・3DK
- 募集戸数 (1種) 48戸・37,800円 (2種) 12戸・28,300円
- 入居予定 8月20日
- 募集期間 6月25日～7月10日
- 問い合わせ 入居資格など詳しくは 山口土木事務所 (☎22-1070) へ

山口技能開発センターの講習会

- ☑パソコン講習
 - 日時 6月20日(土)21日(日) 午前9時～午後4時
 - 定員・受講料 10人・2,500円
- ☑ワープロ講習
 - 日時 6月27日(土)28日(日) 午前9時～午後4時
 - 定員・受講料 15人・1,000円
- ☑機械製図
 - 日時 7月6日～27日(月・水・金曜日) 午後6時～9時
 - 定員・受講料 10人・1,500円
 - 申し込み いずれも6月17日以降に 山口技能開発センター開発奨助課 (大字矢原1284-1 ☎22-1948) へ

老人保健法が適用されると、医療受給者証の入っている「健康手帳」が交付されます。これは老人保健による医療が受けられる「資格証明書」であるとともに、お医者さんにかかったときや健康診査を受けたときの結果を記録でき、日常の健康管理にも役立つものです。

健康手帳

付が受けられます。(手続き) 六十五歳の誕生日にしてください。手続きには、障害の程度を証明するものと印かん、被保険者証が必要で、六十五歳から六十九歳までの間に寝たきりになった人は、その認定を受けた月(認定日が月の初日の場合はその月)から医療の給付が受けられます。(手続き) 寝たきりの認定を受けたらすぐにしてください。手続きに必要なものは、前と同じです。

受診のとき

■対象要件
(1) 厚生大臣が定める疾病、(特定疾病)にかかると認められる場合
○特定疾病 人工腎臓を実施している

健康保険証(組合員証)が変ったときは、必ず届出をしてください。

健康保険証

慢性腎不全及び血友病
○負担金の額 一か月 一万円
○認定手続 特定疾病にかかっていることを証明する書類、(身体障害者手帳及び医師の意見書等)健康手帳、印鑑を持って保険年金課へ
(2) 老齢福祉年金受給者であり、その世帯の生計維持者に市民税が課せられていない場合
○負担金の額 一日三百円(二か月間)
○認定手続 老齢福祉年金証書、健康手帳、印鑑を持って保険年金課または各出張所へ。ただし、転入の方は前住所の市区町村長発行の課税証明書が必要で

療養費

国民健康保険にかかると、国民健康保険にかかると、次の三つの課で分担していますので、各担当課へお問い合わせください。(☎22-4111)
○給付・資格↓市保険年金課
○保険料の賦課↓市課税課
○保険料の収納↓市納税課
○老人保健↓市保険年金課

老人受給者証

老人受給者証は、転出または死亡の場合、必ずかえしてください。

児童手当の受給手続き

保険年金課または各出張所で

児童手当は、児童を養育する人の家庭生活の安定と児童の健全育成などを目的に支給されるもので、支給資格等は次のとおりです。
○ 昭和六十二年度の受給資格
十八歳未満の児童のうち第二子が昭和五十八年四月二日以降に生まれた児童である場合、または第三子以降が小学校三年生以下の児童である場合、これらの児童を養育している人。
○ その人の前年(一月から五月までの月分の児童手当については前々年)の所得が一定の額に満たないこと。
○ 第二子については月額二千五百円、第三子以降の児童については一人当り月額五千円(支給方法)
二月、六月、十月の十五日

寄せられた厚意

▽堀前市長から100万円の寄付
四月二十二日、堀泰夫前山口市長から「ウイングエイト」事業に役立てて欲しい」と、市に百万円の寄贈がありました。

▽本廣前助役から50万円の寄付
五月二十九日、本廣正義前山口市助役から、「国際交流事業に役立てて欲しい」と、市に五十万円の寄贈がありました。



寄付金を手渡す堀前市長夫人

山口友の会の講習会
「夏向きのお惣菜とおやつ」

○日時 7月1日(水)午前10時～11時30分 ○場所 県社会福祉会館4階ホール ○会費 300円
(当日350円) ○連絡先 江口さん(☎25-7672)または江村さん(☎08397-3-0570)へ



健康づくり山口市大会

- 日時 7月1日(水)午前10時～正午
- 場所 市保健センター(糸米二丁目)
- 内容 〈講演〉「中高年を健康で楽しく」湧田幸雄・済生会山口総合病院脳神経外科部長、〈その他〉健康相談、薬草展、栄養改善推進員による塩分テストと試食など
- 主催 山口市健康と環境を守る会

市民健康診断

- 日時 6月24日(水)午後1時～3時
- 場所 市医師会健康管理センター(湯田温泉五丁目2-21 ☎22-6972)
- 診査項目・料金 〈40歳以上の人〉問診・身体計測・血圧・検尿・聴打診・心電図・貧血・コレステロール・肝機能・血糖⇒600円 〈40歳未満の人〉一般健診(問診・身体計測・血圧・検尿・聴打診・間接胸写)⇒1,600円、一般健診・心電図⇒2,300円、一般健診・心電図・貧血・コレステロール・肝機能・血糖⇒2,800円

※40歳以上の人は必ず、**基本健康診査受診票**(はがき)をご持参ください。持参されない場合は、40歳未満の人と同じ料金になります。

貧血教室

- 日時 7月7日・17日・24日・31日(全4回) 午後1時30分～3時30分
- 場所 市保健センター(糸米二丁目)
- 対象 基本健康診査を受けて、貧血があるといわれた人(受講料無料)
- 内容 貧血に対する治療、食事、生活などについて
- 定員 30人(4回とも出席できる人に限る、申込順)
- 申し込み 6月25日までに、電話で市保健センター(☎21-2666)へ

胃がん検診

- 対象 40歳以上の市民(妊婦および胃の手術を受けている人は除く)
- 期日・場所 7月2日・陶公民館、3日・鑄銭司公民館
- 受付時間 午前8時30分～9時30分
- 料金 700円(70歳以上の人および市民税非課税世帯の人は無料)
- 申し込み 市保健センター(☎21-2666)へ。申し込み多数の場合は、締め切ることがあります。
- ※当日の朝食、タバコ、水、茶、薬など一切口にしないこと。

古代エジプト展



アメン神官パネフシイのミイラ形棺

健康教育

- 日時・場所 7月8日(水)午後1時30分～3時30分・名田島公民館
- 内容・講師 「酒と肝臓」内科医師
- 受講料 無料
- 申し込み 7月6日までに市保健センター(☎21-2666)へ

市民プール(大内長野)

7月1日から泳げます

- 期間 7月1日～8月31日
- 休業日 7月17日、28日、8月7日、10日、17日、27日
- 時間 午前9時30分～正午、午後0時30分～午後3時、午後3時30分～午後5時
- 入場料 高校生以上150円、中学生以下50円、団体(30人以上)使用の場合は事前に市民運動広場管理事務所(☎27-3429)へ連絡すること
- ※注意事項 水泳帽は必ず着用し、サンオイルは使用しないこと。また、安全遊泳のためプール監視員の指示には必ず従ってください。



簡易保険 郵便年金 作文コンクール

- テーマ 課題「簡易保険・郵便年金に関係あるもの」または自由題のいずれか
- 応募対象・作品 〈小学校5・6年生〉400字詰め原稿用紙3枚程度 〈中学校1～3年生〉400字詰め原稿用紙4～5枚程度
- 応募方法 6月30日までに、お近くの郵便局へ持参してください。

170年の歴史を持つオランダ国立ライデン古代博物館から、古代エジプト人の心の世界に触れる遺品169点が初めて日本へ出品されます。是非、ご覧ください。

- 期間 6月27日～8月2日(月曜日は休館) 入館時間は午前9時～午後4時
- 会場 山口県立美術館
- 入場料 一般900円(700円)、高大生700円(500円)、中学生400円(300円)、小学生300円(200円)

※()は前売り、または20人以上の団体

記念講演会

- 日時 6月28日(日)午後1時～
- 場所 県視聴覚センター
- 演題・講師 「大ピラミッドの謎」吉村作治・早稲田大学助教授(エジプト考古学)、入場は無料

不燃物の収集日 出張所地区

〈7月〉1日嘉川、2日陶・鑄銭司、3日佐山、6日秋穂二島・名田島、8日大内、14日平川、16日小鯖、17日吉敷、21日仁保、28日宮野、30日大蔵

楽しい手づくりの味わい 孔版「暑中見舞、づくり講座

- 日時 6月25日、7月2日、9日、12日(午後6時～9時、12日は午前10時～午後4時)
- 場所 白石公民館(旧中央公民館)
- 会費 1,200円(材料費を含む)
- 申し込み 白石公民館(☎22-0381)へ。初心者歓迎

県婦人就業センターの フランス刺しゅう講習会

- 期日 7月1日・2日
- 場所 市働く婦人の家(湯田温泉五丁目1-1県婦人文化教育会館2階)
- 定員・受講料 30人・無料
- 申し込み 6月28日までに市商工観光課(☎22-4111)へ

泳げない子の水泳教室

- 期間 7月24日～8月4日(8日間)
- 会場・時間 湯田小学校プール(午前10時～)、山口合同ガスプール(午前10時～)、大殿小学校プール(午後4時～)、大蔵小学校プール(午後4時～)
- 対象 泳げない小学生
- 募集人員 1会場80人(山口合同ガスプールは60人)
- 申し込み 受講料4,500円を添えて7月8日の午後5時から5時30分までに県体育館(中園町)へ。申込者多数の場合は抽せん。
- 問い合わせ 市教委体育課(☎22-4111)へ

市民文化祭

美術部門発表会

- 期日 六月二十七日(二十九日)、午前九時～午後五時
- 場所 市民会館小ホール・展示ホール
- 展示作品 日本画、洋画、書道、写真、染色、アトフラワ、編物など

市民俳句大会

作品募集

- 市俳句協会では、市民俳句大会の作品を募集しています。
- 作品 二句(当季雑詠で未発表のものに限る)
- 応募資格 市民または市内に勤務している人および市俳句協会加入者(参加は無料)
- 応募方法 七月二十日までに、はがきか投句用紙で白石公民館(〒753中央二丁目51 ☎2210381)へ
- 入選発表 九月五日(土)午後一時から白石公民館で

生涯学習作品展

- 日時 六月二十七日(七月十二日) 午前九時～午後五時
- 会場 県生涯学習センター研修・展示室(県教育会館三階)
- 展示作品 絵画、写真、文芸、陶芸、手芸など三百点
- 併設コーナー 生涯学習グループ紹介、自費出版物「ふるさと文化」、ふるさと探訪資料、生涯学習参考ビデオ放映など